

広島県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡安芸太田町大字松原字松原二二七から二三一まで、二二三、二三四、二三六、二三七の一、二三七の二、二三八の一、二三八の二、二三九、二四一から二四五まで、二七三、二七四、二七七、二七八、二八九、二九〇、二九六、三〇七から三一四まで、三一六、大字平見谷字原四一八の一、四一八の八、字小滝五〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、五〇三の三九、五〇三の四〇、大字打梨字山瀬六二二の二、大字那須字那須七八六の三・七八七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八五の一、七八五の一、七八六の一、七八六の六、七八六の七、七八七の一、七八七の五、七八七の七から七八七の一一まで、七八九の一、七八九の二七から七八九の三一まで、七八九の三三から七八九の三五まで、七八九の五一から七八九の五五まで、七八九の六四から七八九の六六まで、七九〇の一から七九〇の三まで、八四八の一から八四八の三まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡安芸太田町大字穴字上野影一五九二、字下野影一六六九の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕